

富山まちなか病院指定居宅療養管理指導及び指定介護予防居宅療養管理指導運営規程

(事業の目的)

第1条 富山まちなか病院が実施する指定居宅療養管理指導及び指定介護予防居宅療養管理指導（以下「サービス」という）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、病院の医師が、通院困難な要介護状態（指定介護予防居宅療養管理指導にあつては要支援状態）にある者（以下「要介護者等」という）の自宅を訪問して、適正な療養上の管理及び指導を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 サービスの提供にあたって、要介護者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、通院が困難な要介護者に対して、その居宅を訪問して、心身の状況や環境などを把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。

2 サービスの提供にあたって、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、医師、薬剤師等が通院が困難な要支援者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 サービスの提供にあたっては、居宅介護支援事業者その他保険医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称等)

第3条 名称及び所在地は次のとおりとする。

- 一 名称 富山まちなか病院
- 二 所在地 富山県富山市鹿島町二丁目2番29号

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 サービスを行う職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名（常勤兼務、医師と兼務）

管理者は従業者の管理及びサービスの利用の申込みに係る調整、実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

- 二 従業者

医師 3名（常勤兼務、1名は管理者と兼務）

薬剤師 1名（常勤兼務1名）

管理栄養士 1名（常勤兼務1名）

従業者は、居宅を訪問し、医学的観点から居宅介護サービス計画の作成などに必要な情報提供を行うとともに、介護方法についての指導・助言や利用者・家族に対する療養上必要な事項の指導、助言を行う。

（訪問日及び訪問時間）

第5条 サービスの訪問日および訪問時間は、次のとおりとする。

- 一 訪問日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。
- 二 訪問時間 午前9時から午後5時。

（利用料等）

第6条 サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定めた介護報酬告示上の額とし、サービスが法定代理受領サービスに該当するときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

（通常のサービスの実施地域）

第7条 通常のサービスの実施地域は、富山市内全域とする。

（虐待防止のための措置）

第8条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講じるものとする。

- 一 虐待の防止に関する責任者の選定
- 二 従業者に対する虐待の防止を啓発、普及するための研修の実施
- 三 その他の虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所の従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（個人情報の保護）

第9条 従業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。

2 従業者が得た利用者の個人情報については、事業所でのサービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第10条 本サービスにおける従業員の質的向上を図るための研修の機会を年1回以上設けるものとする。

2 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

附則

この規程は、令和4年7月1日から施行する。